

○岩沼市移住支援金支給要綱

令和元年 9 月 2 6 日

告示第 1 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から岩沼市（以下「市」という。）へ移住する者の移住経費の負担軽減を図るため、予算の範囲内において当該移住者に対して移住支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関しては、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）の定めるところによる。

(令 4 告示 3 5 ・ 令 7 告示 5 3 ・ 一部改正)

(支援金の額)

第 2 条 支援金の額は、次の各号に掲げる世帯区分に応じ、当該各号に定める額とする。

この場合において、18 歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18 歳未満の世帯員 1 人につき 1 0 0 万円を加算するものとする。

(1) 単身での移住の場合 6 0 0, 0 0 0 円

(2) 世帯での移住の場合 1, 0 0 0, 0 0 0 円

(令 4 告示 3 5 ・ 令 5 告示 4 0 ・ 一部改正)

(対象者)

第 3 条 支援金の支給対象となる者は、申請時において、単身での移住の場合にあつては第 1 号から第 9 号までの、世帯での移住の場合にあつては第 1 号から第 1 0 号までの要件を満たす者とする。この場合において、18 歳未満の世帯員の加算を申請するときは、第 1 1 号の要件を満たす者を支給対象とする。

(1) 県実施要領第 5 の 1 (1)① (ア) に該当すること。

(2) 令和 8 年 4 月 1 日以降に転入し、支援金の申請時において市内に住所を有すること。

(3) 支援金の申請時において市への転入後 1 年以内であること。

(4) 支援金の申請日から 5 年以上、継続して市に居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人であること又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政

令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、宮城県及び市が認める場合は除く。

(8) 県実施要領第5の1(1)の②、③若しくは⑤のいずれかに該当すること又は県実施要領第5の1(1)④に該当し、かつ、転入時(転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除く。)に50歳未満であって、次のアからエまでの規定(以下「支給対象要件」という。)のいずれか及び次のオからクまでの規定(以下「地域の担い手確保の要件」という。)のいずれかに該当すること。

ア 市に対し、過去2年以上、ふるさと納税等による寄附を行ったことがある者

イ 過去に市に居住したことがある者

ウ 市に3親等以内の親族がいる者

エ 市が参加する移住・定住相談会等に参加し、本市のブースで相談したことがある者

オ 土地を取得し(借地を含む。)、就農する者(販売農家に限る。)

カ 家業等を継承する者

キ 自活できる程度の収入のある農林水産業を営む者、又はその見込みがある者

ク 起業し、市内に事業所を設置する者

(9) その他市及び宮城県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(10) 県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(11) 県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。

(令3告示32・令4告示35・令5告示40・令5告示99・令6告示55・令7告示53・令8告示26・一部改正)

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、市への転入後1年以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 必ず提出が必要な書類

ア 移住支援金交付申請書（様式第 1 号）

イ 写真付き身分証明書

ウ 移住元の住民票の除票の写し

エ 支援金の振込先の預金通帳、キャッシュカードの写し等

(2) 東京 2 3 区以外の東京圏に在住し、次に該当する者が提出する書類

ア 東京 2 3 区に通勤していた者 東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

イ 東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主 履歴事項全部証明書、開業届の写し等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類）

ウ 東京 2 3 区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する者 卒業証明書等（在勤期間や卒業校を確認できる書類）

(3) 世帯での移住の場合に提出が必要な書類 移住世帯員全員の移住元の住民票の除票の写し

(4) 1 8 歳未満の世帯員の加算を申請する場合に提出が必要な書類 移住元の住民票の除票の写し（転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）

(5) 就業による支援金の申請又は就職に関する要件のうち専門人材の申請を行う場合に提出が必要な書類 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第 2 号）

(6) テレワーク（前条第 7 号に規定する県実施要領第 5 の 1 (1)③に該当する支給対象をいう。以下同じ。）の申請者のみ提出が必要な書類 就業証明書（様式第 2 号の 2）

(7) テレワークの申請者が個人事業主の場合に提出が必要な書類 就業証明書（様式第 2 号の 3）、業務委託契約書等（申請日以降にテレワークより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し又は確定申告書の写し、申請前 3 か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類

(8) テレワークの申請者がフリーランスの場合に提出が必要な書類 就業証明書（様式第 2 号の 3）

(9) 起業による支援金の申請を行う場合に提出が必要な書類 起業支援金の交付決定通知書

(10) 関係人口（前条第 8 号に規定する県実施要領第 5 の 1 (1)④に該当し、かつ、同号

の支給対象要件及び地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する支給対象をいう。
以下同じ。)の申請者のみ提出が必要な書類 関係人口届出書(様式第2号の4)

(令3告示32・令4告示35・令5告示40・令5告示99・令7告示53・
令8告示26・一部改正)

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、支援金の
支給を決定したときは宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式第
3号)により、支給しないことを決定したときはその旨を示した書面により当該申請者
に通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 支援金の支給は、全額を一括で原則として口座振込により支給するものとする。

(支給の決定の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」
という。)が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、
当該支給決定を取り消すとともに、その旨を示した書面により当該支給決定者に通知す
るものとする。

(支援金の返還)

第8条 支給決定者は、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は支援金の全額
を、第5号に該当する場合は支援金の半額を市長が別に指示する方法により返還しなけ
ればならない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合
- (3) 就業の場合にあつて、支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞
した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合

2 市長は、前項の規定により支援金を返還しなければならない受給者に対し、支援金返
還請求書(様式第3号の2)により支援金の返還を請求するものとする。

(令3告示32・令7告示53・一部改正)

(支援金の返還免除)

第9条 市長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の返還を免除することができる。

- (1) 就業先の企業等が倒産した場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害が発生し、かつ市の居住継続が医療行為の妨げになると認められる場合
- (3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを市長が認める場合

2 前項の規定により支援金の返還免除を希望する支給決定者は、移住支援金返還免除申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を移住支援金返還免除可否決定通知書(様式第5号)により当該支給決定者に通知するものとする。

(令7告示53・一部改正)

(住所変更の届出)

第10条 支給決定者は、支援金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは、岩沼市移住支援事業に係る住所変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、支援金支給の適切性及び支援金支給による効果を確認するため、支給決定者に対し必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第32号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第69号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前のそれぞれの告示の様式による用紙で、

現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和４年告示第３５号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年告示第４０号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年告示第９９号）

この告示は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年告示第５５号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年告示第５３号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年告示第２６号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岩沼市移住支援金実施要綱の規定は、施行日以後に岩沼市に転入した者について適用し、施行日前に岩沼市に転入した者については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

岩沼市長 殿

年 月 日

移住支援金交付申請書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1 （ 1 ） 及び岩沼市移住支援金支給要綱第 4 条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する箇所には○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯		
世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1 の申請者は含まない）				人	左記世帯員の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
移住支援金の種類	1. 就業 2. 起業 3. 専門人材 4. テレワーク 5. 関係人口					

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

過去10年以内の申請者（世帯員を含む）の移住支援金の受給履歴について※ ²		A. 受給していない		B. 受給したことがある
別紙 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2 「宮城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、岩沼市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） 岩沼市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※¹ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

※² 移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった方が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、宮城県及び市が認める場合は除きます。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・通学の履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先・通学先	就業地・通学地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (宮城県及び岩沼市使用欄)	
---------------------	--

7 添付書類

【全員が提出必須の書類】

- ☐ 写真付き身分証明書の写し
- ☐ 移住元の住民票の除票の写し
- ☐ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
- ※移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 履歴事項全部証明書、開業届の写し等 (移住元での在勤地及び在勤期間を確認できるもの)

【東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類】

- ☐ 在学期間の確認ができる卒業証明書、成績証明書等

【世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】

- ☐ 移動元の住民票の除票の写し (申請者以外の方のもの)

【18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に提出が必要な書類】

- ☐ 移動元の住民票の除票の写し (申請者以外の方のもの)
- ☐ 転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し

【移住支援金 (就業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 就業先企業等の就業証明書

【移住支援金 (テレワークの場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 就業先企業等の就業証明書※テレワーク用
- ※以下 個人事業主の場合のみ提出が必要書類
- ☐ 業務委託契約書等 (申請日以降にテレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
- ☐ 開業届の写し又は確定申告書の写し
- ☐ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態 (収入) が確認できる書類 (全部または一部の期間を確定申告書の写しで代用可)

【移住支援金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 起業支援金の交付決定通知書

【移住支援金 (関係人口の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- ☐ 関係人口届出書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

岩沼市長 殿

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	☐ 目的達成後に離職することが前提ではない
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業
	【勤務者の業務内容】
	【人材を仲介した事業者名】

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び岩沼市の求めに応じて、宮城県及び岩沼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

岩沼市長 殿

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署（テレ ワーク元）の 所在地	
勤務先（テレワー ク元）の電話番号	
勤務形態	移住先で週20時間以上テレワークにより勤務する （原則として、恒常的に通勤しない）
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に <u>地域未来交付金（デジタル実装型）</u> 又はその前歴事業による資金 提供をしていない

宮城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び岩沼市の求めに応じて、宮城県及び岩沼市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号の 3 (第 4 条関係)

※個人事業主・フリーランスの方向け
年 月 日

岩沼市長 殿

申請者名
居住地

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日					
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日		
	平日	時	分	～	時 分 (うち休憩時間 分)	
	土曜	時	分	～	時 分 (うち休憩時間 分)	
	日祝	時	分	～	時 分 (うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間		時間 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間		日		
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)				
就労実績 (直近 3 カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月			
特記事項 (備考)						

関係人口届出書

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 確認事項

番号	項目	本人確認欄
1	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、転入時に50歳未満の者であって、「支給対象者要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当するもの	☐

【支給対象者要件】（番号1～4のいずれかに該当する必要があります。）

1	岩沼市に対し、過去2年以上、「ふるさと納税」等で寄附を行ったことがある者			☐
	時期	年 年	寄附額	円 円

2	過去に岩沼市に居住したことがある者 （改姓した場合は氏名欄に記入してください。）			☐
	期間	年 月 ～ 年 月	氏名	
	住所			
	期間	年 月 ～ 年 月	氏名	
	住所			

3	岩沼市に3親等以内の親族がいる者			☐
	氏名（3親等以内の親族）	本人との関係	住所	

添付書類
申請者との関係性が分かる戸籍謄本、3親等までの家系図（任意様式）

4	岩沼市が参加する移住・定住相談会等に参加し、岩沼市のブースで相談したことがある者			☐
	参加イベント名			

【地域の担い手確保の要件】（番号１～４のいずれかに該当する必要があります。）

１	土地を取得し（借地を含む。）、就農する者（販売農家に限る。）	☐
２	家業等を継承する者	☐
３	自活できる程度の収入のある農林水産業を営む者、またはその見込みがある者	☐
４	起業し、市内に事業所を設置する者	☐

【地域の担い手確保要件】添付書類

１．土地を取得し（借地を含む。）、就農する者（販売農家に限る。）	売上伝票等
２．家業等を継承する者	法人の場合は全部事項証明書、個人事業主の場合は開業届出済証明書
３．自活できる程度の収入のある農林水産業を営む者、またはその見込みがある者	売上伝票等
４．起業し、市内に事業所を設置する者	開業届出済証明書

様式第3号（第5条関係）

岩沼市指令 第 号
年 月 日

様

岩沼市長

宮城県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1（1）及び岩沼市移住支援金支給要綱第5条の規定により、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 岩沼市は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1（2）及び岩沼市移住支援金支給要綱第8条の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に宮城県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・（就業の場合のみ）申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・新しい地方経済・生活環境創生交付金又は地域未来交付金を活用して宮城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 岩沼市は、岩沼市移住支援金支給要綱第11条の規定により、宮城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第3号の2（第8条関係）

様

支援金返還請求書

年 月 日付けで交付決定しました移住支援金については、下記の理由により岩沼市移住支援金要綱第8条の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

年 月 日

岩沼市長

記

1 返還金額 金 円

2 納付期限 年 月 日

3 理由

4 納付方法

別紙納付書兼領収証書により岩沼市指定金融機関へ納めてください。

5 その他

岩沼市補助金等交付規則第17条の規定により上記納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

管理コード	
-------	--

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

岩沼市長 殿

申請者 住所
氏名

移住支援金返還免除申請書

年 月 日付け岩沼市指令 第 号で交付決定があったこのことについて、岩沼市移住支援金支給要綱第 9 条第 2 項の規定により、移住支援金の返還免除を希望したいので、次のとおり申請します。

返還免除理由

管理コード	
-------	--

第 号
年 月 日

様

岩沼市長

移住支援金返還免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて岩沼市移住支援金支給要綱第 9 条第 3 項の規定により次のとおり決定しましたので通知します。

返還額 _____ 円

○返還期限日 年 月 日

※返還を命じられた場合、別紙納付書のとおり返還を行うこと

管理コード	
-------	--

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

岩沼市移住支援事業に係る住所変更届

年 月 日

岩沼市長 殿

申請者住所

氏名

年 月 日付けで交付決定のありましたこのことについて、下記のとおり住所を変更しますので、岩沼市移住支援金支給要綱第 1 0 条の規定により、届け出ます。

記

1. 現在の住所
2. 新しい住所
3. 変更予定年月日
4. 電話番号

様式第1号（第4条関係）

（令8告示26・全改）

様式第2号（第4条関係）

（令7告示53・全改）

様式第2号の2（第4条関係）

（令8告示26・全改）

様式第2号の3（第4条関係）

（令7告示53・追加）

様式第2号の4（第4条関係）

（令7告示53・全改）

様式第3号（第5条関係）

（令8告示26・全改）

様式第3号の2（第8条関係）

（令3告示32・追加、令3告示69・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

（令3告示69・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

（令3告示69・一部改正）

様式第6号（第10条関係）

（令3告示69・一部改正）